

## 理事・監事選出規程

第1条（趣旨）本規程は、日本アクション看護学会会則第8条に定める理事及び監事の選任を適正に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（理事・監事選出方法）理事候補者は、正会員の中から選挙により選出する。

2. 選挙により選出された理事候補者は、選出直後の総会で理事として選任された後、3年間理事を務めることとする。
3. 選挙によって選出する理事の人数は10名程度、監事2名とする。

第3条（投票）投票締切日は、理事長が決定し、郵送により行う。

第4条（選挙管理委員会）理事会の決議に基づき、正会員の中から若干名の選挙管理委員を選出する。

2. 選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下「委員会」とする）を組織し、理事および監事の選出を行う。
3. 委員会に委員長を置く。委員長は、理事会の指名により総会で承認する。

第5条（開票）開票は、選挙管理委員全員の立会いの上行う。

第6条（当選者の決定・報告）選挙管理委員会は、得票数上位の者から許諾を行い、定数枠内の者を当選者とし、理事長に理事候補者として提出する。

2. 理事候補者については、委員長が総会にて報告する。

第7条（規程の変更）この規程の変更は、理事会の議を経て、総会の承認により決定する。

第8条附則

本規程は、令和5年9月9日より発行する。